

DISCLOSURE 2026

ディスクロージャー誌2026

高知銀行の現況



写真：天空の菜の花畑（香美市香北町）

ごあいさつ

皆さまには、日頃高知銀行をお引き立て賜りまことにありがとうございます。

物価や金利が上昇に転じ、人手不足が顕著になるなど地域経済を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、新たな局面においても私どもが目指す姿はこれまでと変わらず、地域の皆さまと共に歩み、共に幸せを築くことを使命と考えております。

2024年にスタートさせた当行の中期経営計画『地域とこうぎんの「みらい」第I期：展望の共有』につきましては、計画策定時より金利環境が大きく変化したことに伴い、収益を増加させる主軸を平均残高の増加から利鞘拡大へと見直しました。また、本年6月には、本部ならびに営業店組織を改編いたしました。当行の人的資本を集約して業務効率を高め、知見を深めることによって、これまで以上にお客さまのお役に立てるよう、役職員が一丸となって取り組んでおります。

当行は、地域における情報のハブとなって、域内連携の強化や外部知見の取り込み、地域資源に係る情報の発信を推進することで新たな価値を創造し、地域の皆さまのウェルビーイング向上に貢献することを目指してまいります。

これからも、長年にわたって築いてきた地域の皆さまとの絆をさらに深め、もっとも身近な銀行として信頼されるよう努めてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年7月



CONTENTS

中期経営計画	3
財務ハイライト	7
非財務ハイライト	9
サステナビリティへの取り組み	10
トピックス	13
コーポレート・ガバナンスの状況	14
法令等遵守（コンプライアンス）体制	18
リスク管理の状況	19
業務のご案内	25
ネットワーク	26
店舗一覧	27
沿革	28
高知銀行グループ	29

PROFILE

(2026年3月31日現在)

名 称	株式会社 高知銀行 THE BANK OF KOCHI, LTD.
本 店 所 在 地	高知市堺町2番24号
創 立	1930年（昭和5年）1月
預 金 等	1兆118億円
貸 出 金	7,370億円
資 本 金	154億44百万円
自 己 資 本 比 率	8.83%（国内基準）
職 員 数	718名
店 舗 数	本支店 72店舗 （インターネット専用支店 1店舗） （プランチ・イン・プランチ方式 による店舗統合後の営業拠点 57店舗）

<https://www.kochi-bank.co.jp/>
E-mail: kouhou@kochi-bank.co.jp

経営理念

熱 意

高知銀行は、限らない熱意をもって、
地域の発展と暮らしの向上に貢献します。

調 和

高知銀行は、調和のとれた経営をもって、
お客さまの信頼に応えます。

誠 実

高知銀行は、創意と誠実をもって、
お客さまに奉仕します。



高知銀行のシンボルマークは
「ビビッドK」。

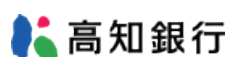
右上の赤は地域の皆さまを、
右下の緑は地元企業の皆さまを、
そして、それぞれのニーズを
受け止める高知銀行を
左の青で表しています。

わくわくする「みらい」へ ～地域と共に～

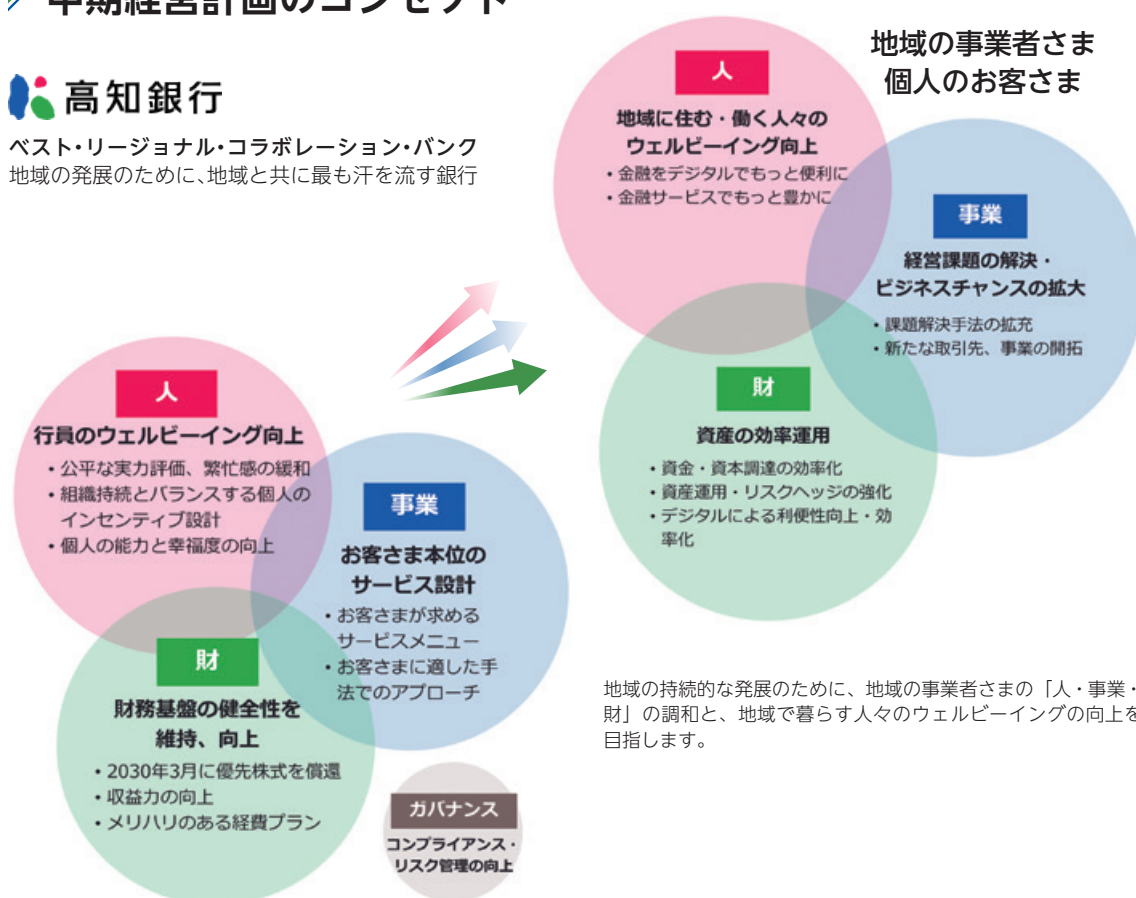
地域とこうぎんの「みらい」 第Ⅰ期：展望の共有

当行は、2024年度から2029年度を『地域とこうぎんの「みらい」』の計画期間とし、当初の3年間で第Ⅰ期「展望の共有」、次の3年間で第Ⅱ期「共に実現」との計画フェーズとして、ステークホルダーからの期待に応えるべく、経営スタイルの変革をより一層進めます。

中期経営計画のコンセプト



ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク
地域の発展のために、地域と共に最も汗を流す銀行



当行が目指す「みらい」

みらいへ向かう！

地域のわくわくが集まる 新世代ターミナル

01

Values

こうぎんでこそ提供できる
価値の追求



商流やライフプラン等に対するコンサルティング
機能を強化し、「わくわく＝価値」を提供します



Professional
プロフェッショナリズム
の深化

02

互いに尊重し合い、学び、成長を実感できる、
お客さまと行員のウェルビーイング向上を目指します

03

Analog/Digital

アナログ/デジタル両面での
金融メディア(媒介)機能強化



“face to face” とデジタルチャネルを融合し
「真っ先に相談してもらえる」銀行を目指します

主要施策



Values

ソリューション提供・イノベーション推進室

- 地域の事業者さまの商流をめぐる課題を解決するため、イノベーション推進室に特定のテーマ・業種ごとに専門担当者を置き、営業店の渉外担当者と連携を図りながら、コンサルティング、マッチング、セミナー（行内外）などを実施。



Values

資産運用センター

- お客さまの明るいみらいに向けた資産形成をサポートするため、資産運用センターに専門担当者を置き、法人・法人オーナー・個人の領域それぞれにつき、事業計画、ライフプランに基づくゴールを明らかにする、オーダーメイド型の資産運用提案を実施。



Analog/Digital

顧客体験再設計 × DX戦略①

内務適正配置、店舗網・渉外力、ミドルオフィスセンター

- 営業店における“face to face”のコンサルティングサービスを強化するために、店舗網の見直しや行員の再配置を行い、地域のみらいに向けた伴走型サービス提供を拡充。



Analog/Digital

顧客体験再設計 × DX戦略②

顧客DX、ATM

- 地域のお客さまの利便性向上のために、個人向けデジタルUIをBYOD*ファーストで設計。スマホアプリの機能や無通帳口座を拡大。他業態連携によりサービスを向上するとともに、ATM網を再構築。

*Bring Your Own Device：お客さま自身の端末（スマートフォン、PC）で操作していただく

- 地域の事業者さまに当行ソリューションをご活用いただくため、事業者さま向けサービスをホームページに一覧化。



顧客体験再設計 × DX戦略③

事務省力化、経費コントロール

- コンサルティング業務の充実を目的に、営業店の定型事務を削減し、現金、通帳、書類などの現物管理を中心とした事務オペレーションをデジタル化等により効率化。BPR推進委員会と人事総務部が連携し、業務フローを抜本的に見直すことで経費管理を強化。また、機能・サービス内容を精査し、コストに見合った手数料体系を再構築。



Professional

人的資本経営に基づく人事制度改革

- 地域のお客さまから厚い信頼を得られるバンカーへと成長するために人事制度を改定。さまざまな専門スキルを持つ人財に対応できるように組織をフラット化し、すべての行員の成長の可能性を拡大。



Values

金融市場運用・顧客サービス強化

- 金融市場環境が変化するなかで、預貸金を含めたALMを見直し。資金運用において市場部門が受け持つ領域を拡大し、運用ポートフォリオの最適化を促進。

2025年度の実績

当行では、中期経営計画における重要指標としてKPI及びKGIを設定しております。2025年度の実績は以下のとおりであります。

KPIについては、ウェルビーイング関連指標を中心に概ね順調に推移したものの、でんさい契約先数や渉外活動時間等において改善の余地が認められました。

KGIについては、金利上昇を背景に貸出金及び有価証券の運用収益は計画を上回りましたが、預金等の調達費用の増加により資金利益は計画を下回りました。また、コンサルティングを重視した営業活動の展開により役務取引等利益の拡大を図ったものの、計画は未達となりました。さらに、大口融資先の事業再生に伴う信用コストの増加により、当期純利益は計画を下回る結果となりました。

2026年度計画(KGI)の修正

金利環境の変化に伴い収益構造が変化したことを踏まえ、収益拡大の主軸を平均残高の増加から利鞘（資金調達利回りと資金運用利回りの差）拡大へと見直したことによるものであります。

なお、現在、次期中期経営計画を策定中であり、2029年度の計画数値については、同計画の策定時に公表する予定であります。

地域と共にわくわくする「みらい」を創るKPI

- ①行員のウェルビーイング向上と、
- ②行内の事務効率化によって、
- ③地域のお客さまとのコミュニケーションが増大し、
- ④お客さまに当行の価値を認めていただくことで、
- ⑤当行の財務指標が向上します。



カテゴリ	KPI項目 実績の算出方法	前計画	計画（第Ⅰ期）				
		2023年度 実績	2024年度 計画	2024年度 実績	2025年度 計画	2025年度 実績	2026年度 計画
こうぎん ウェルビー イング KPI	職場ワークライフバランス満足度 2025年度における（満足している行員数）÷（全行員数）	67%	70%	78%	72%	73%	75%
	有給休暇取得率 2025年度における（有給休暇取得日数）÷（有給休暇付与日数）	60%	67%	76%	73%	78%	80%
	行員向け研修・セミナー受講者数 （2025年度の受講者数）÷（2023年度の受講者数）	—	110%	113%	120%	346%	130%
こうぎん 活動量KPI	ミドルオフィスセンターでの預金関連事務時間比率 センター処理対象の預金関連事務について、（センター内処理時間）÷（総処理時間）	—	0%	10%	11%	20%	40%
	紙帳票削減率 （2025年度に削減した紙帳票年間使用枚数）÷（2023年度の紙帳票使用枚数）	—	▲23%	▲27%	▲47%	▲74%	▲70%
	渉外 総活動時間 （2025年度の総活動時間）÷（2023年度の総活動時間）	—	157%	117%	213%	164%	270%
お客さまとの コミュニケー ション KPI	渉外総活動時間に占める主要業務* 取組時間率 2025年度における（主要業務取組時間）÷（渉外総活動時間）	60%	68%	63%	77%	80%	85%
	法人セミナー参加事業者数（法人IB等含む） （2025年度の法人セミナー参加事業者数）÷（2023年度の法人セミナー参加事業者数）	—	114%	206%	128%	155%	140%
	個人セミナー参加者数（職域・アプリ含む） （2025年度の個人セミナー参加者数）÷（2023年度の個人セミナー参加者数）	—	114%	105%	128%	109%	140%
	営業店によるライフプランニング訪問件数 （2025年度までの累計）	—	800件	989件	1,600件	4,438件	2,400件
お客さまとの みらい創造 KPI	経営相談受付件数 （2025年度の経営相談受付件数）÷（2023年度の経営相談受付件数）	—	134%	147%	168%	165%	200%
	ソリューション成約率 2025年度における（ソリューション成約件数）÷（経営相談受付件数）	26%	27%	28%	29%	31%	30%
	アプリDL先数 （2025年度のアプリDL件数）÷（2023年度までのアプリDL件数）	—	+107%	+91%	+213%	+147%	+320%
	でんさい契約先数 （2025年度までのでんさい契約先数）÷（2023年度までのでんさい契約先数）	—	+153%	+26%	+307%	+138%	+460%

計画数値（KGI）

	前計画	計画（第Ⅰ期）				
	2023年度 実績	2024年度 実績	2025年度 計画	2025年度 実績	2026年度	
					当初計画	修正後
総預金平均残高(億円)	10,272	10,313	10,900	10,414	11,100	10,260
貸出金平均残高(億円)	7,328	7,336	7,600	7,403	7,650	7,410
有価証券平均残高(億円)	2,968	3,115	3,300	3,210	3,500	3,200
コア業務純益(投信解約損益を除く)(百万円)	1,631	2,088	2,500	2,378	3,800	3,420
当期純利益(百万円)	1,140	790	1,190	502	2,090	1,960
顧客向けサービス業務利益(百万円)	▲1,068	▲1,074	▲760	▲1,088	10	580
OHR(コア業務粗利益ベース)(%)	83.8	84.3	82.8	82.6	75.9	76.7
自己資本比率(%)	8.3	8.8	8.6	8.8	8.7	8.7
ROE(当期純利益/株主資本)(%)	2.1	1.4	2.1	0.9	3.7	3.5

2025年度の実績は、資金利益の伸び悩み、役務取引等利益の未達及び信用コストの増加などが計画数値未達の主要因となっており、特に、金利環境の変化に対する収益構造の適応や、非金利収益の拡充、信用リスク管理の高度化が重要な課題であると認識しております。

これらを踏まえ、収益構造については金利環境の変化に対応し利鞘重視の運営への転換を図るとともに、機動的な資金運用・調達の高度的化に取り組んでまいります。また、コンサルティング機能の強化による非金利収益の拡充及び営業プロセスの見直しやDX・本部集中化による効率化を推進してまいります。

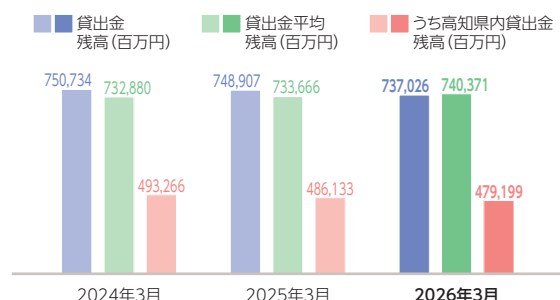
また、組織体制として、法人・個人それぞれの営業体制の再構築を進めるとともに、リスク統括機能の強化により適切なリスクテイクによる収益の拡大と、信用コストの抑制といった収益力の改善に取り組んでまいります。さらに、経営の透明性及び監督機能の向上による経営基盤の安定化に努めるとともに、付加価値の高い金融サービスの提供を通じて地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

財務ハイライト

地域に密着した営業活動を展開してまいりました結果、当事業年度の業績は以下のとおりとなりました。

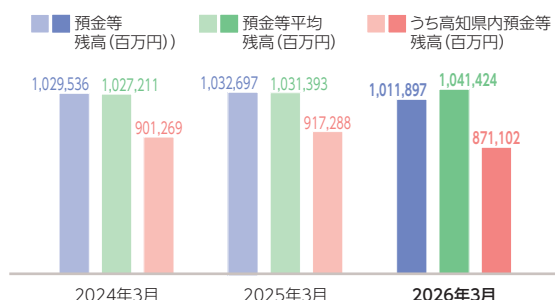
貸出金

金融仲介機能の発揮に努め地域中小企業の資金繰支援やさまざまなニーズに対し真摯に取り組んでまいりました結果、貸出金残高は運輸業・郵便業・不動産業・物品賃貸業等が増加、一方で製造業、卸売業、金融業・保険業などが減少し、全体では前年同期末比118億円減少して7,370億円となりました。なお、平均残高は67億円増加して7,403億円となりました。



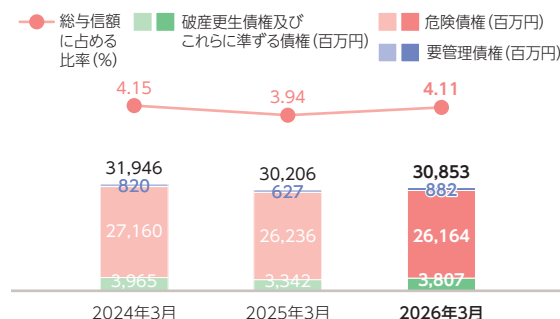
預金等 (譲渡性預金含む)

法人預金が増加しましたが、個人預金等が金利志向や投資意欲の高まりなどから減少し、公金預金も減少したことから、預金等の残高は前年同期末比208億円減少して1兆118億円となりました。なお、平均残高は100億円増加して1兆414億円となりました。



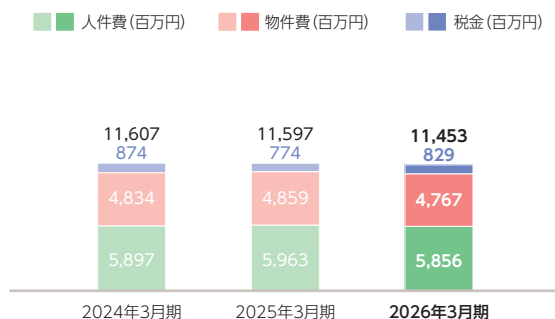
金融再生法開示債権及びリスク管理債権

金融再生法開示債権及びリスク管理債権の合計は、前期末比6億47百万円増加して308億53百万円となり、総与信額に占める比率は前期末比0.17ポイント上昇して4.11%となりました。



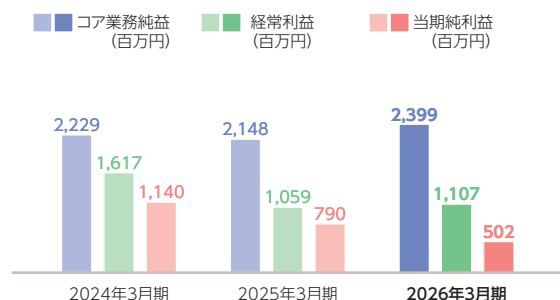
経費

税金が増加しましたが、人件費及び物件費が減少したことから、前期比1億44百万円減少して114億53百万円となりました。



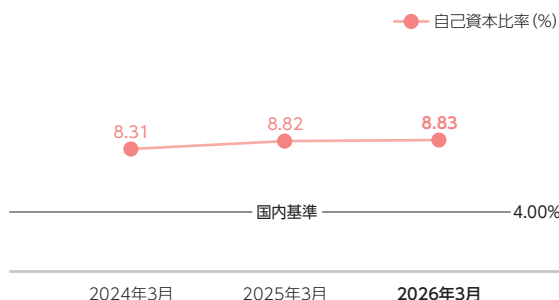
コア業務純益・経常利益・当期純利益

地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質改善強化に努めた結果、コア業務純益は23億99百万円、経常利益は11億7百万円、当期純利益は5億2百万円となりました。



自己資本比率

経営の健全性の重要な指標とされる自己資本比率は、前期末比0.01ポイント上昇して8.83%となりました。

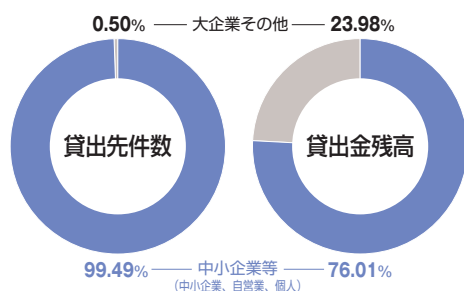


●コア業務純益

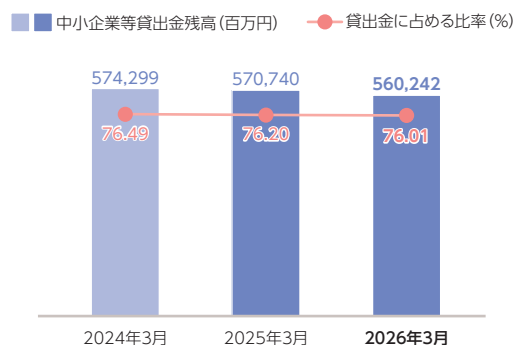
コア業務純益とは、資金の運用収支、手数料等の収支、外国為替や債券等の売買の損益等の利益から債券に係る損益と経費を差し引いて算出される利益で「銀行の本業での業績を表す指標」といわれております。

中小企業等に対する貸出金

中小企業等に対する貸出金の比率
(2026年3月末)

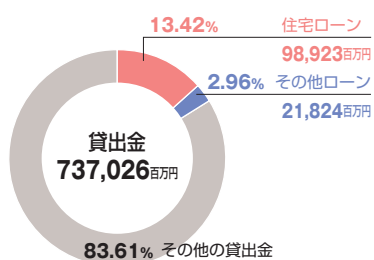


中小企業等に対する貸出金残高の推移

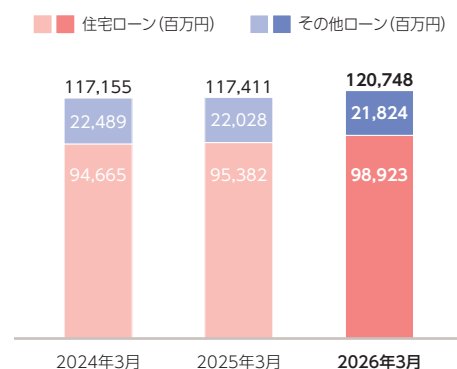


個人ローン

個人ローン(住宅ローン・その他ローン)残高の比率
(2026年3月末)

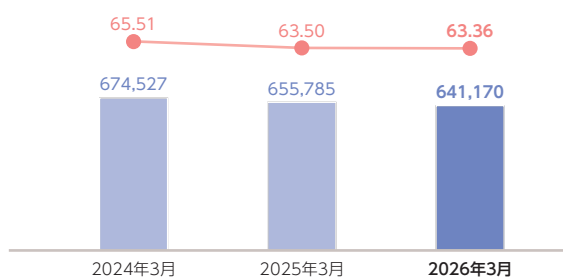


個人ローン残高の推移



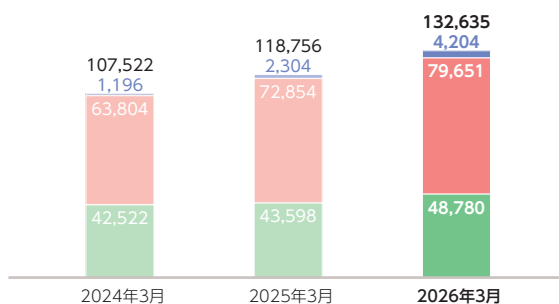
個人預金の推移

■ 個人預金残高 (百万円) ● 個人預金比率 (%)



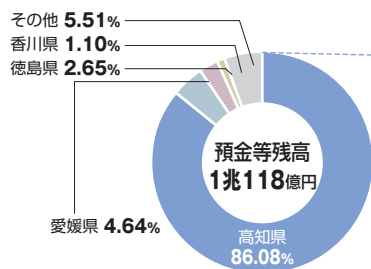
預り資産の推移

■ 投資信託 (百万円) ■ 生保窓販(販売累計額) (百万円) ■ 国債 (百万円)

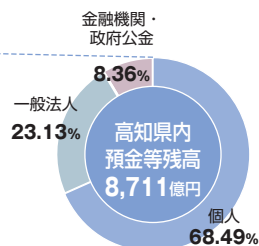


非財務ハイライト

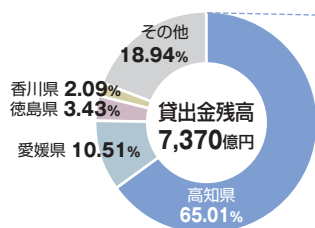
地域別預金等残高 (2026年3月末)



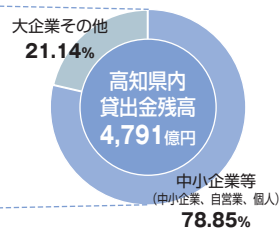
うち高知県内預金等残高



地域別貸出金残高 (2026年3月末)

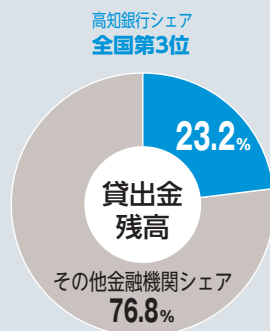
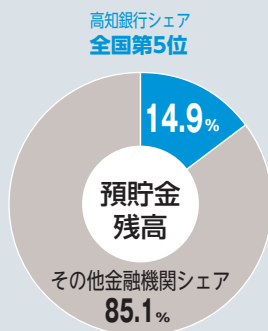


うち高知県内貸出金残高



地元における「預貯金・貸出金」シェア (2025年3月末)

「第二地方銀行の地元でのシェア」におきまして、高知銀行はおかげさまで地域の皆さまから高いご支持をいただいております。



- 高知県内の計数を対象としています。
その他金融機関には、「大手銀行など、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行」を含みます。
- 「月刊金融ジャーナル増刊号金融マップ2026年版」調べ

サステナビリティへの取り組み

当行グループは、「地域の皆さまとともに歩み、地域とともに発展する銀行」を目指して「熱意」「調和」「誠実」を経営理念として掲げており、この経営理念に基づき策定した以下の基本方針に則り地域の持続的な発展に貢献する取り組みを行ってまいります。

サステナビリティ基本方針

当行グループは、経営理念に基づく長期的な視点による「地域のために地域と協働する活動」を通じて、地域社会や地域の産業の持続的な発展に貢献するとともに、当行の企業価値の向上を目指します。

1. お客さまや地域の課題解決、産業の活性化に貢献するためコンサルティング機能を発揮します。
2. 環境問題への対応や防災に向けた取組をサポートし、地域が享受する自然の恵みを守ります。
3. 人権を尊重し、多様なステークホルダーと協働することを通じて社会的な課題の解決に貢献します。

こうぎんSDGs宣言

株式会社高知銀行《こうぎん》は、SDGsの達成に貢献するため、以下の活動を通じて共通価値を育み、地域の持続可能性を高めていくことを宣言いたします。



こうぎんSDGs宣言に係る取り組みの状況

(2026年6月現在)



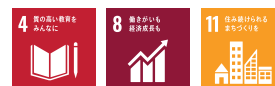
地域が享受する自然の恵みを守るとともに、農林水産業をはじめとするさまざまな産業の活性化に努めます。



イノベーション推進室を設置し、地域の事業者さまの商流をめぐる課題解決に貢献
※DX、脱炭素、土佐酒、事業承継・企業再生の4領域にフォーカス
特定のテーマや業種ごとに専門担当者を配置し、適切なソリューションを提供
地域商社による販路拡大やブランディング活動支援、土佐酒の振興をサポート
ビジネスアドバイザーによる本業支援
「こうぎんSDGs経営支援サービス」による、お取引先のSDGs貢献支援
一部の店舗でロビーの一角を良心市のスペースとして無償提供



コンサルティング機能を強化し、豊かな暮らしの持続やさらなる発展に向け汗を流します。



資産運用センターを設置し、お客さまの資産形成をサポート
学生への金融経済セミナー等、金融リテラシーの向上に資する対話を促進
地域交流活性化イベントの実施(南支店、こどもサッカー教室など)
高知県と地域見守り活動に関する協定を締結
「こうぎんSDGs 応援私募債」の引受及び発行に伴う寄付・寄贈
「ソーシャルボンド」への投資
ビジネスカジュアルを正式導入



環境に配慮した活動を推進するとともに、環境保全につながる皆さまの取り組みをサポートします。



賛同を表明している気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づく情報を開示
「サステナビリティ委員会」を取締役会の下部組織として設置
「こうぎん・グリーン・ファンド」の推進
EV・ハイブリッド車やWeb会議システムの活用、ペーパーレス化推進による脱炭素化
生態系保全等、環境配慮型事業の促進に向けたビジネスマッチング
環境配慮型商品・サービスを拡充
地域清掃活動(お遍路ウォーキング、はりまや橋周辺の清掃等)を実施
「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」や「サステナビリティ・リンク・ローン」等の活用



多種多様なステークホルダーと協働することによって、健全な経営を実現します。



地域と共にわくわくする「みらい」を創る中期経営計画を策定
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を实践(プラチナえるぼし認定等)
働きがいのある職場づくり(健康経営優良法人・健康経営宣言・プラチナくるみん等)
取締役の監査・監督機能を強化するため監査等委員会設置会社へ移行
取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置
一般財団法人高銀地域経済振興財団による地域の振興と発展に資する事業を展開
経営理念に基づき策定したサステナビリティ基本方針や投融资ポリシーの遵守
第三者割当による第2種優先株式の発行
副業制度の導入による職員の多様な働き方とキャリア形成を支援

地域の子どもたちを対象としたさまざまな取り組み

親子で学ぶ防災体験セミナー

南海トラフ地震などの大規模な災害の発生に備えるため、当行と防災教育に関する連携協定を締結している地元企業2社との共催により「親子で学ぶ防災体験セミナー」を開催し、小中学生と保護者ら120名にご参加いただきました。

防災に関する講演、炊出し、重機見学と搭乗体験、ドローンの活用、仮設住宅等についてクイズも交えて紹介し、防災対策の大切さを学んでいただきました。



防災セミナー



こどもサッカー教室



こうぎんサマースクール



とさっ子タウン

地域コミュニティを元気に

地元高知のビッグイベントよさこい祭りに例年参加

地域振興及び社会貢献活動の一環として、地元高知のビッグイベント「よさこい祭り」に例年参加しております。



トップパートナーとして高知ユナイテッドSCを応援

高知ユナイテッドSCのトップパートナーとして、当行冠試合「こうぎんビビッドマッチ」の開催や、キャンペーン預金の発売等を通じてサポートしております。



©Kochi United SC / Sawa.F

高知ユナイテッドSCを支援するため応援定期預金等を発売し、同預金残高の0.01%相当額にあたる154万円を、2025年10月に同クラブへ贈呈いたしました。



©Kochi United SC / Sawa.F

働きがいのある職場づくりへの取り組み

「プラチナくるみん」の認定を取得

当行は、2007年に、高知労働局より「次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主」の認定を受け、高知県内企業として初の「くるみん認定」を受けて以来4期連続して同認定を受け、2017年にはより高い水準の取り組みを行った企業として「プラチナくるみん」の認定を受けております。



これまでの取り組み		認定時期
第1期目	育児関連の充実や有給休暇の取得促進	2007年8月 (高知県第1号認定)
第2期目	ワークライフバランスへの取り組み	2010年11月
第3期目	「こども金融・科学教室」や「こどもサッカー教室」「インターンシップ」の開催等、地域貢献活動への取り組み	2012年10月 (3期連続認定は四国初)
第4期目	育児関連制度の充実や育児休業等取得に向けた取り組み	2015年3月 (4期連続認定は中四国初)
第5期目	「キャリアリターン制度」の導入や「e-ラーニングシステム」による職場を離れた育児休業者に対して円滑な職場復帰を支援する取り組み	2017年6月 (「プラチナくるみん」認定は高知県初)

「プラチナえるぼし」の認定を取得

当行は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づくえるぼし認定企業のうち、取り組みの実施状況が特に優良な企業として、2025年7月に高知労働局より四国の金融機関では初となる「プラチナえるぼし」の認定を受けました。



健康経営を推進

当行は、職員及びその家族の健康が、地域社会の発展と当行の成長に欠かせないことから「健康経営宣言」を制定し、様々な取り組みを推進しております。

健康経営宣言

高知銀行のシンボルマーク「ビビッドK」は、経営理念である「熱意、調和、誠実」をもって、地域社会に貢献していく私どもの決意を表しています。

この経営理念のもと、職員が心身ともに健康でその能力を最大限に発揮していきいきと働けるように、高知銀行は健康保険組合と一体となって、職員とその家族の健康の維持、増進に取り組みます。

また、健康経営により当行の持続的な成長を実現し、良質な金融サービスの提供を通じて、健康で活気に溢れた地域づくりにも貢献してまいります。



健康経営優良法人2026

当行は、経済産業省及び日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定制度」において、2026年3月に「健康経営優良法人2026(大規模法人部門)」に認定されました。同認定は8期連続となります。



スポーツエールカンパニー

当行は、従業員の健康増進のためにスポーツの実施や健康管理に向け積極的な取り組みを行っている企業として、スポーツ庁より「スポーツエールカンパニー2026」に認定されました。

また、当行の認定は7期連続となり、通算して7回以上認定を受けた企業として「Silver(シルバー)」に認定されました。



四国DE&I宣言

四国経済連合会が推進する「四国DE&I宣言企業リーグ」の趣旨に賛同し、ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン(DE&I)に関する取り組み方針を宣言いたしました。当行は、多様な背景や価値観を持つすべての行員が、それぞれの能力を最大限に発揮し、活躍できる職場環境の整備に努めております。



地方創生に資する金融機関等の「特徴的な取組事例」を受賞

当行グループ(株式会社地域商社こうち)における、こうち酒米精米工場の再稼働に向けた取り組みが評価され、内閣官房 地域未来戦略本部事務局が公表する「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に選定され、3月13日に地方創生担当大臣表彰を受賞しました。

【取り組みの概要】

当行グループは、地域の主要な観光資源で重要な地域産業でもある土佐酒の生産に使用する酒米の精米体制の安定化などを目的として、高知県・高知県酒造協同組合・高知県農業協同組合と連携し、閉鎖されていた県内唯一の酒米精米工場を再稼働させ、さらなる品質の向上と、精米・醸造・販売までを一体として支える「オール高知」の体制構築を推進。



この受賞を受け、今後も土佐酒を応援する取り組みの一環として、高知県内の19酒蔵が「高知酵母」と「高知酒米」にこだわって造り上げた土佐酒の試飲販売イベントを4月から5月にかけて開催いたしました。

外国人材の活用をサポート

高知県内企業の外国人材受入れや定着化に向けた支援を強化するため、高知県中小企業団体中央会と外国人材支援に関する連携協定を締結いたしました。

人口の減少に伴う労働力不足もあって、外国人材の採用を検討する企業が増加傾向にあるものの、受入れに至る企業は少ない状況にあることから、相互に連携を図りながら外国人材に関する情報発信を強化することで、外国人材の受入れ促進と定着化を支援してまいります。



高知BCP・BCMセミナーを共催

大規模災害発生時における自社のBCP機能の有効性を再確認するとともに、初動対応から事業継続までをひとつの流れとして考えていただくことを目的としたBCP・BCMセミナーを、東京海上日動火災保険株式会社及び高知県・高知市等との共催により本年3月に開催いたしました。

当日は地元企業80社の経営者や防災担当者にご参加いただき、経営者目線での実践的なBCPを紹介したほか、河合頭取から銀行員の視点を踏まえたBCPへの取り組み等について紹介いたしました。



コーポレート・ガバナンスの状況

役員 (2026年6月30日現在)

取締役 (監査等委員である取締役を除く)



取締役会長
(代表取締役) 海 治 勝 彦



取締役頭取
(代表取締役) 河 合 祐 子

常務取締役 吉 村 卓 浩

常務取締役 寺 川 智 文

取 締 役 植 田 伸 一

取 締 役 野 崎 博 通

監査等委員である取締役

取締役監査等委員 山 田 浩 (社外)

取締役監査等委員 石 田 恵 美 (社外)

取締役監査等委員 衛 藤 公 洋 (社外)

取締役監査等委員 松 尾 晋 次 (社外)

(注) 1. 取締役山田浩、石田恵美、衛藤公洋及び松尾晋次は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役頭取河合祐子は、婚姻により、戸籍の氏を山田姓へ変更いたしました。旧姓の河合にて業務を行っております。
3. 取締役監査等委員石田恵美は、婚姻により、戸籍の氏を矢野姓へ変更いたしました。旧姓の石田にて業務を行っております。

執行役員

執行役員 (地区担当部長兼法人営業部長) 川 渕 孝

執行役員 (地区担当部長)

宮 地 憲 一

執行役員 (地区担当部長) 野 島 隆 志

執行役員 (リテール営業部長)

門 田 基

執行役員 (人事総務部長) 野 坂 信 理

執行役員 (市場金融部長)

森 岡 寛

執行役員 (法人企画部長) 岡 本 俊 二

執行役員 (リスク統括部長)

長 崎 仁

執行役員 (地区担当部長兼法人営業部長) 藤 岡 敬 久

執行役員 (経営統括部長)

森 本 恒 司

スキル・マトリックス

各取締役が有するスキルや経験等は以下のとおりであります。

なお、以下のスキルは、すべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

《取締役》

氏名	地位	スキル区分						
		企業経営 経営戦略	リスク管理	財務会計	企業審査・支援	市場運用	営業	デジタル IT戦略
海治勝彦【男性】	取締役会長	○	○	○	○	○	○	○
河合祐子【女性】	取締役頭取	○	○	○	○	○	○	○
吉村卓浩【男性】	常務取締役	○	○	○			○	○
寺川智文【男性】	常務取締役	○	○	○			○	○
植田伸一【男性】	取締役	○	○	○	○		○	
野崎博通【男性】	取締役			○			○	

《取締役監査等委員》

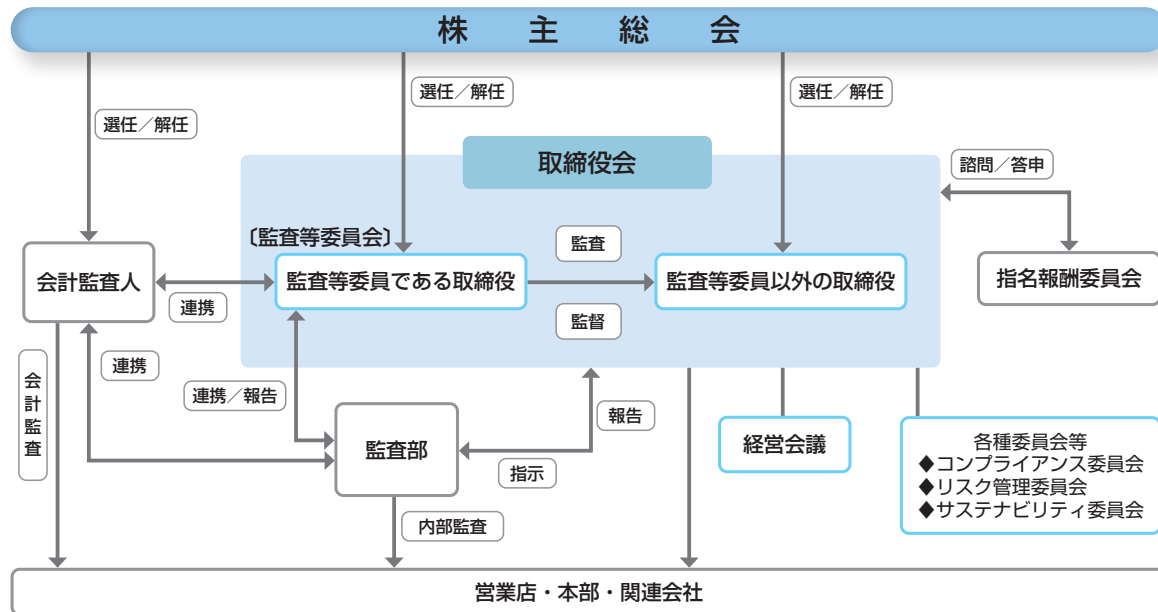
氏名	地位	スキル区分				
		企業経営	企業法務	リスク管理	財務会計	地域行政・ 経済
山 田 浩【男性】	監査等委員【社外】			○		○
石田恵美【女性】	監査等委員【社外】		○	○	○	
衛藤公洋【男性】	監査等委員【社外】	○		○		○
松尾晋次【男性】	監査等委員【社外】	○				○

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、運営方針を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

- 株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果敢な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- 地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- 当行は、監査等委員会設置会社として、監査等委員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、当該監査等委員に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会による業務執行の監督機能及び監査機能の一層の実効性向上を図ります。

コーポレート・ガバナンス体制図



取締役会

当行の取締役会は、2026年6月30日現在、監査等委員以外の取締役6名及び監査等委員である社外取締役4名で構成しております。取締役会は、法定の決議事項に加え、重要な業務執行に関する事項につきましても、取締役会規程で定める付議基準に基づき、報告を受け、協議を行い、または決議しております。また、取締役は、自らの責任において、業務の健全性と適切性の確保に努めております。取締役会は、毎月1回以上開催することとしております。

経営会議

経営会議は、取締役会に次ぐ経営会議体として、業務執行の意思決定及び経営の統制の適切性と円滑化の確保を図ることを目的としております。経営会議は、代表取締役及び経営統括部担当取締役のほか、取締役会が特に定めた取締役及び執行役員をもって構成しております。経営会議は、原則として毎月1回以上開催することとしております。

監査等委員会

当行は、2026年6月に監査等委員会設置会社へ移行しました。2026年6月30日現在の監査等委員である取締役4名全員が社外取締役で、取締役会の議決権を有しており、取締役の職務執行の監査等の職務を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に資する独立した監査・監督を行います。

指名報酬委員会

指名報酬委員会は、2026年6月30日現在、監査等委員以外の取締役2名及び監査等委員である取締役3名で構成しております。指名報酬委員会は、取締役等の候補者等の指名及び報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化することを目的としており、毎年1回以上開催することとしております。

1. 取締役及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
 - (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
 - (3) コンプライアンスに関する統括部署としてリスク統括部を設置し、各部署の部長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
 - (4) 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、リスク統括部は全体の進捗状況及び評価等についてコンプライアンス委員会及び取締役会へ報告する。
 - (5) コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。
 - (6) 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや休暇取得等の職場離脱制度を実施する。
 - (7) 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。
 - (8) 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
 - (9) 監査部は各部署におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
 - (10) 監査等委員会は、取締役及び職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言または勧告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
 - (2) 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存及び管理する。
 - (3) 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定めリスクを統合的に管理する。
 - (2) リスク管理の統括部署をリスク統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統合的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認めた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
 - (3) 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。
 - (4) リスク管理プログラム及び各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役に報告する。
 - (5) 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会及び監査等委員会に監査の実施状況及び結果について定期的に報告する。
 - (6) 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。
 - (7) 地震の発生や感染症の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役及び職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部及び営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
 - (2) 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるように、各会議体の権限を明確にする。
 - (3) コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議したうえで、取締役会に付議する。
5. 次に掲げる体制その他の当行及び当行子会社から成る企業集団（以下、「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・ 関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署をリスク統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - ・ 当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行ならびに子会社各社で業務継続計画（BCP）を定め、リスク統括部が統括的に管理する。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われ

ることを確保するための体制

- ・ 子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
 - ・ 関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。
- (4) 子会社の取締役等及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
 - ・ 子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 当行は、監査等委員会の職務を補助すべき組織として、監査独立の原則に基づき各部門から独立した組織である「監査部」を指定する。
- (2) 監査等委員会の職務の補助にあたっては、組織的な統制及び効率性を確保するため、原則として監査部長を通じて行うものとする。
7. 前号の職員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査部員が監査等委員会の要請に基づく補助業務に従事する際は、監査等委員会の意向を適切に反映させるため同委員会と連携し、その職務を遂行する。
- (2) 当該業務の遂行にあたっては、監査等委員会の指示の実効性を確保し、同委員会以外からの不当な干渉や制約を受けない独立した活動を保障する。
8. 次に掲げる体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び職員等が監査等委員会に報告をするための体制
- ・ 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び職員等は、職務の執行状況等について、監査等委員会から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ・ 内部通報制度実施規程に「企業倫理ホットライン」を用いて役職員等（退職後1年以内の者を含む）が監査等委員会に通報できる制度を定める。
 - ・ 法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査等委員会に報告する時期・方法等について明記し、役職員等に周知徹底する。
- (2) 子会社の取締役・監査役及び職員等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制
- ・ 子会社の役職員等は、職務の執行状況等について、当行監査等委員会から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
 - ・ 内部通報制度実施規程に「企業倫理ホットライ

ン」を用いて子会社の役職員等（退職後1年以内の者を含む）が当行監査等委員会に通報できる制度を定める。

9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 株主総会に提出する監査等委員である取締役の選任議案については、あらかじめ監査等委員会と協議を行い、決議する。
- (2) 監査等委員が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。
- (3) 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査等委員会に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。
- (4) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- (5) 監査等委員会は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。
- (6) 監査等委員会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。
- (1) 反社会的勢力対応の統括部署をリスク統括部とし、各店の部店長を不当要求防止の責任者とする。新聞報道や営業店等からの反社会的勢力に関する情報は、当行グループで共有し、統括部署で一元管理する。
- (2) 「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取組みを推進する。
- (3) 反社会的勢力への対応にあたっては、弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携する。また、各地の公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」を積極的に受講する。

反社会的勢力への対応

当行は、金融機関に対する公共の信頼を維持し、反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定してホームページで公開し、全行をあげて反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取り組みを推進しております。

また、反社会的勢力への対応を統括する部署を設置するとともに、外部関係機関との連携を密にするなど、態勢を整備しております。

内部通報制度

当行では、法令等違反による不祥事の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール並びに社会的信頼の確保のために「企業倫理ホットライン」を設けております。併せて、公益通報者保護法（不利益処分禁止・報復禁止・プライバシー確保等）を踏まえた「内部通報制度実施規程」を定め、内部通報制度の実効性の確保に努めております。

マネー・ローンダリング等防止に向けた取り組み

当行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策及び経済制裁措置への対策ならびに大量破壊兵器等に関与する者への拡散金融の対策を、経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付け、リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずる「リスクベース・アプローチ」の手法を用いて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化に取り組んでおります。

リスク管理の状況

リスク管理体制

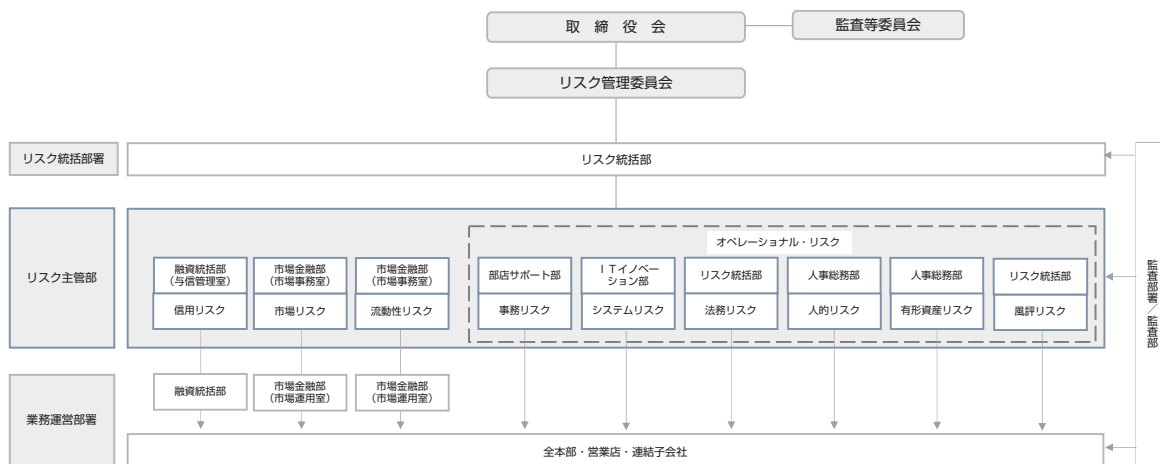
金融情報技術の発達に伴い、金融機関が抱えるリスクも多種多様化しております。こうしたなか、銀行が経営の健全性を確保しながら収益性の向上を図っていくためには、様々なリスクを的確に把握し、適切にマネジメントすることが不可欠です。

当行グループでは、リスク管理体制の強化・充実を経営の最重要課題であると認識しております。2026年6月26日付の本部組織変更によりリスク統括部を新設し、組織横断的にリスクを把握し、経営による適切なリスクテイクの判断に資する活動を行うとともに、業務運営部署（一線）に対するリスク管理・ガバナンス機能（二線）の強化を図っております。取締役会等の指示のもとで、「リスク管理方針」を制定し、さらに信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど各種リスクの管理規定やリスク毎の年度管理プログラム等を定め、リスク管理委員会やリスク主管部が中心となって、リスク管理に取り組んでおります。また、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを計量化することにより、経営体力の範囲内で適切にリスクをコントロールする統合的リスク管理を実践しており、今後もリスク管理の実効性向上に努めてまいります。

また、「BCP（業務継続計画）」を定めることにより、地震の発生や感染症の拡大時等においても、金融システムの機能維持に必要な業務を継続するための体制を整備しております。

※本項におきまして、各種リスクの管理体制に加え、自己資本比率規制第3の柱（市場規律）（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号））に基づく「定性的な開示事項」について記載しております。

主要なリスクの管理体制概要図



自己資本管理

当行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスク量と自己資本の相対比較、与信集中リスクや金利リスクが自己資本に与える影響度の分析、また、上記以外のリスク、例えば風評リスクの顕在化等によって必要となる対応策の分析・検討等により自己資本の充実度を評価・確認しております。

また、自己資本比率を指標とし、十分な自己資本を確保するよう努めております。なお、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含みます）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、与信ポートフォリオ管理を行うことにより、信用リスクの分散にも留意しております。

審査部門は債務者の財務状況、資金使途、返済財源や返済計画等の的確な把握に努め、審査及び管理を行っております。自己査定は随時実施し、債務者の信用状況把握に努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。その結果については与信管理室が経営陣に報告しております。

当行では、信用格付制度を導入しております。信用格付制度は、個別債務者に信用度に応じた格付を付与して分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に、本格付を利用しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、与信管理室が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、適切なポートフォリオ管理に努めているほか、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しております。

また、信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しております。

自己査定、償却・引当

当行では、自己査定基準を定め、貸出金等保有する全ての資産について、回収の可能性などに応じて自己査定を行っております。貸出金等の与信関連資産の自己査定は、「信用リスク評価／格付・自己査定システム」を利用することにより、信用変化の都度査定する随時査定方式を採用しており、一次査定を営業を担当する部店が、二次査定を融資統括部が行っております。その他資産については各々の所管部が査定を実施しており、与信管理室がこれら全ての自己査定を統括するとともに、内部監査部門である監査部が自己査定体制の監査を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。計画要注意先については、経営改善支援を強化するため2020年度に見積もり方法を変更のうえ引当金を積み増したほか、2021年度には、将来の信用リスクに備えて正常先及びその他要注意先ならびに破綻懸念先の見積もり方法についても変更し、引当金を積み増ししております。「破綻懸念先」に該当する債権については、過去の貸倒実績から今後一定期間の予想損失額を見積もり、個別貸倒引当金に計上しております。なお、「要管理先」「破綻懸念先」に該当する債権のなかで、キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる大口債務者についてはDCF法を適用し貸倒引当金を計上しております。「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額ならびに清算配当等が見込まれる額を除いた額について貸倒償却するか、または個別貸倒引当金として計上しております。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスク・ウェイトを算出する際に使用する格付機関は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・レーティングス（Moody's）の3社を採用しており、国内法人等向けエクスポージャーには、R&I、JCRを適用し、海外法人等向けエクスポージャーには、R&I、JCR、Moody'sを適用しております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済能力等について十分な審査を行った上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をお願いすることがあります。担保の種類としては、預金、有価証券、不動産等があり、保証には、信用保証協会、政府関係機関、地方公共団体及び債務者の親会社による保証等があります。また、与信行為を行う際に遵守すべき基本的な手続と管理、その他標準的な担保・保証の種類、担保の評価方法、掛目及び不動産等の定期的な評価の洗い替え等に関する規定を定めております。

預金との相殺を行う与信取引としては、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引、証書貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替、デリバティブ取引等があり、銀行取引約定書や行内規定等に基づいて手続を行っております。

なお、自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保、また、貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引、債券先物取引、株価指数先物取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎に信用状況に見合った限度額を設定し、管理しております。

証券化エクスポージャーに関する事項

当行では、証券化商品への投資は市場金融部で実施しております。そのためのリスクを認識し、評価・計測等のモニタリングを行い、担当取締役等経営陣への報告を行う態勢としております。

また、当行以外がオリジネーターとなっている証券化商品を投資家として保有することがあり、その場合「金融商品会計に関する実務指針」等に従い、適正に会計処理を行うこととしております。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は「外部格付準拠方式」ならびに「標準的手法準拠方式」により算出しており、リスク・ウェイト判定には、R&I、JCR、Moody'sの3つの適格格付機関を利用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた適格格付機関の使い分けは行っておりません。

CVAリスクに関する事項

■CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」を採用しており、対象取引は派生商品取引です。

■CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクとは、派生商品取引における取引相手の信用力の变化により時価が変動するリスクをいいます。当行は、四半期ごとにCVAリスクの算定を行い、その変動をモニタリングしております。なお、CVAリスクのヘッジは行っておりません。

市場リスク管理

市場リスクとは金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含みます）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクに分けられます。

当行では、リスク管理部門において、下記の金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測し、また、ストレステストを行うことにより、金利・株式市場が大きく変動した場合に、当行の自己資本に与える影響について試算しております。

リスク管理部門は、市場リスクの状況について、定期的に経営陣に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の一定範囲内に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等のリスク管理につきましては、リスク管理部門において定期的にリスクを評価し、その状況について経営陣への報告を行っております。

リスク評価の方法としては、上場株式等につきましては時価評価及びバリュエーション・アット・リスク (VaR) によりリスク量を計測し、あらかじめ定めたポジション枠の遵守状況をモニタリングしております。

不動産投資法人への出資及びこれに類する出資のうち、上場REITについては株式等エクスポージャーとしてリスク・ウェイトを判定しております。

金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

○リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方や範囲に関する説明

当行は、安定的な収益を確保していくため、市場金利が変動することによって保有する資産・負債等の経済価値に及ぼす影響をモニタリングしつつ、金利リスクをはじめとする各種リスクの適切なコントロールに努めております。

銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book）については、月次計測しリスク統括部署であるリスク統括部がモニタリングするとともに、リスク管理委員会に報告し厳正な管理に努めております。

○リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

ΔEVEについては、自己資本の一定割合を超過することがないよう基準を設けて管理しております。

○金利リスク計測の頻度

IRRBBはリスク統括部署であるリスク統括部が毎月末日を基準日として計測しております。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

△EVEが自己資本の一定割合を超過するなど、金利リスクが過大であると認識した場合には、当該有価証券の売却や金利スワップを活用することなどによってリスクを削減いたします。

■金利リスクの算定手法の概要

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIならびに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2026年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は、2.83年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金全体の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利改定満期を10年としております。
- ・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデル（内部モデル）を使用して将来の預金残高を推計し実質的な満期を計測しております。
なお、コア預金の内部モデルは預金残高の流出及び滞留と金利更改の2つのモデルを使用して平均残存年限を算出しております。
- ・固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還率及び定期預金の期限前償還率については、金融庁が定める前提を使用しております。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
金利リスクの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお、全通貨間の合算にあたり相関は考慮しておりません。
- ・スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- ・内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2026年3月末の△EVEは8,043百万円（前期末比△264百万円）となっております。
なお、同月末の△NIIは643百万円（前期末比329百万円）となっております。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
△EVEは、コア資本の20%以内で推移しており、金利リスクとして問題のない水準であるものと認識しております。

○銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
当行では、IRRBB以外にも貸出金、預金、有価証券などの計量可能なリスクについて、100ベース・ポイント・バリュー（100BPV）^(注1)、ギャップ分析^(注2)、バリュー・アット・リスク（VaR）^(注3)などの計測手法を用いて計量化しております。^(注4)
(注1) 100BPV …金利が1%変化した場合の現在価値の変化額
(注2) ギャップ分析 …資産・負債の残高を将来の金利改定期毎に集計して、そのギャップを分析する方法
(注3) VaR …一定の確率の下での予想最大損失額
(注4) 金利リスクの算定にあたり、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮しておりません。
- ・金利リスク計測の前提及びその意味
VaRの計測手法には分散共分散法を用いており、過去1年間のヒストリカル・データに基づき、保有期間120営業日、信頼区間片側99.0%によりリスク量を計測しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。また、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行の流動性リスクの主管部である市場金融部は、資金繰り部門（市場運用室）と事務処理及びリスク管理の担当部門（市場事務室）を分離することにより、牽制機能が働く体制としております。市場金融部は、リスクの分析結果を定期的に取締役及びリスク管理委員会に報告しております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、リスク管理にかかる基本方針として、「リスク管理方針」を制定し、そのなかでオペレーショナル・リスクについては、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに分けて管理し、それぞれのリスクを統括する部店サポート部、ITイノベーション部、リスク統括部、人事総務部がリスクの洗い出し、損失の程度の判断、モニタリング、管理を行うとともに、業務運営部署を指導監督しております。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。

当行では、取扱商品の多様化や事務処理量の増大に対応して、リスクの把握、管理に努めるとともに、各種事務取扱要領等の整備のほか、営業店への臨店指導や行内事務研修を適宜実施しております。これらを通じて、事務処理水準の向上や不適切な事務処理の防止に努めております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤操作等に加え、システムの不備等や、コンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。

近年、サイバー攻撃の巧妙化・高度化や、クラウドサービス・モバイルバンキング等のデジタルサービスの利用拡大に伴い、システムリスクは多様化・複雑化しており、金融機関における管理の重要性はますます高まっております。加えて、AIを活用したサービスや業務の拡大に伴い、新たなリスクにも適切に対応していく必要があります。

当行では、情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）のもと、安全対策基準（セキュリティスタンダード）を定め、これらに基づいたシステムリスク管理体制を構築しております。また、サイバーセキュリティ対策の強化、システムの冗長化・バックアップ体制の整備、及び定期的な脆弱性診断や侵入テストの実施等に加え、AIの活用に伴うリスク管理にも取り組み、システムの安全かつ安定した稼動に万全を期しております。

法務リスク管理

法務リスクとは、法令等のルールに違反することや契約締結の不備といった法律上の問題を原因として、損失あるいは取引上のトラブルなどが発生するリスクをいいます。

銀行の業務の多様化やそれに伴う新たな金融ルールの制定など銀行を巡る環境が大きく変化するなか、様々な法務リスクが銀行の経営には潜んでおります。

当行では、これらのリスクを極小化するため、主に予防法務に重点を置き、管理方針を定めたうえで、リスク統括部が弁護士などの専門家や部署間と連携を行いながら法的チェックを実施するとともに、研修などを通じて法務リスク管理に対する意識の向上に努めております。

人的リスク管理

人的リスクとは、人事運営における不公平、不公正、差別的行為ならびに役職員の不祥事故等から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。

当行では、職員等に対する面談の実施や職員等の勤務時間、休暇取得状況などの確認を通じて、人事管理上のリスク発生の未然防止に努めております。

有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、災害やその他の事象から生じる有形資産の毀損・損害を被るリスクをいいます。

当行では、強盗や交通事故などによる被害に備えた訓練の実施、建物の耐震対策等の強化、必要なセキュリティ対策の導入など、適切な措置を講じることでリスクの管理と抑制に努めております。

風評リスク管理

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、当行の信用が低下し、損失を被るリスクのことをいいます。

当行では、伝達媒体を通じて風評情報について定期的にモニタリングを実施しており、また、風評リスクへの対応方法を定めることにより、リスク発生の予防等に努めております。

リスク管理委員会は、各部からの報告を踏まえてオペレーショナル・リスクについて審議・検証を行っております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する方法

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「標準的計測手法」を採用しております。「標準的計測手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための手法であり、BIC（事業規模要素）の額にILM（内部損失乗数）を乗じて得た額をもとに算出するものです。

なお、BICの額は自己資本比率告示第305条第1項に基づき、BI（事業規模指標）に、BIの額に応じて定める掛け目を乗じて算出しております。

■BIの算出方法

BIの額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）、FC（金融商品要素）を合計して算出しております。なお、ILDC、SC、FCの額は自己資本比率告示第305条第2項に基づき算出しております。

■ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は内部損失データを使用し、自己資本比率告示第306条第1項第2号イにより、第306条第1項第1号に定める方法を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した連結子法人等または事業部門の有無該当ありません。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

業務のご案内

主要な業務内容

預金業務

●預金

当座預金、普通預金（決済用預金含む）、貯蓄預金（*）、通知預金、定期預金、定期積金（*）、別段預金、納税準備預金（*）、非居住者円預金、外貨預金等を取り扱っております。

（*）2023年5月2日をもちまして新規申込を終了させていただいております。

●譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

貸出業務

●貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

●手形割引

銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び電子記録債権の割引を取り扱っております。

商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っております。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

内国為替業務

送金為替、振込及び代金取立等を取り扱っております。

外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

社債受託及び登録業務

担保付社債信託法による社債の受託業務、公共債の募集受託及び登録に関する業務を行っております。

ソリューション業務

提案型営業として、ビジネスマッチング、海外展開・技術相談支援等を通じた販路・販売拡大、事業承継支援・M & A、各種セミナーの開催等を行っております。

附帯業務

●代理業務

- ・日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
- ・地方公共団体の公金取扱業務
- ・勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- ・株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公共債元利金の支払代理業務
- ・日本政策金融公庫等の代理貸付業務
- ・信託代理店業務

●保護預り及び貸金庫業務

●有価証券の貸付

●債務の保証（支払承諾）

●公共債の引受

●国債等公共債及び投資信託の窓口販売

●損害保険の窓口販売

●生命保険の窓口販売

●コマーシャル・ペーパー等の取扱

●全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）の取扱

●金融商品仲介業務

●確定拠出年金受付業務

ご相談窓口

お客さま相談窓口…銀行への苦情や要望をお気軽に

こうぎんでは、お客さまからの苦情、ご要望や個人情報に関するご相談にお応えするため、「お客さま相談窓口」を設置しております。

銀行業務に関してお困りのことや、こうぎんへのご意見、ご要望がございましたら、遠慮なくお申し付けください。

○お客さま相談窓口 受付時間：平日9:00～17:00（銀行休日を除く）TEL：088-871-1187

当行が契約している銀行法上の指定銀行業務紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会

連絡先	全国銀行協会相談室
電話番号	0570-017109 または 03-5252-3772



経営のご相談…力を合わせて

こうぎんでは、ご融資先の中小企業の皆さまに、経営に関するご相談や財務分析資料などの情報を提供しております。

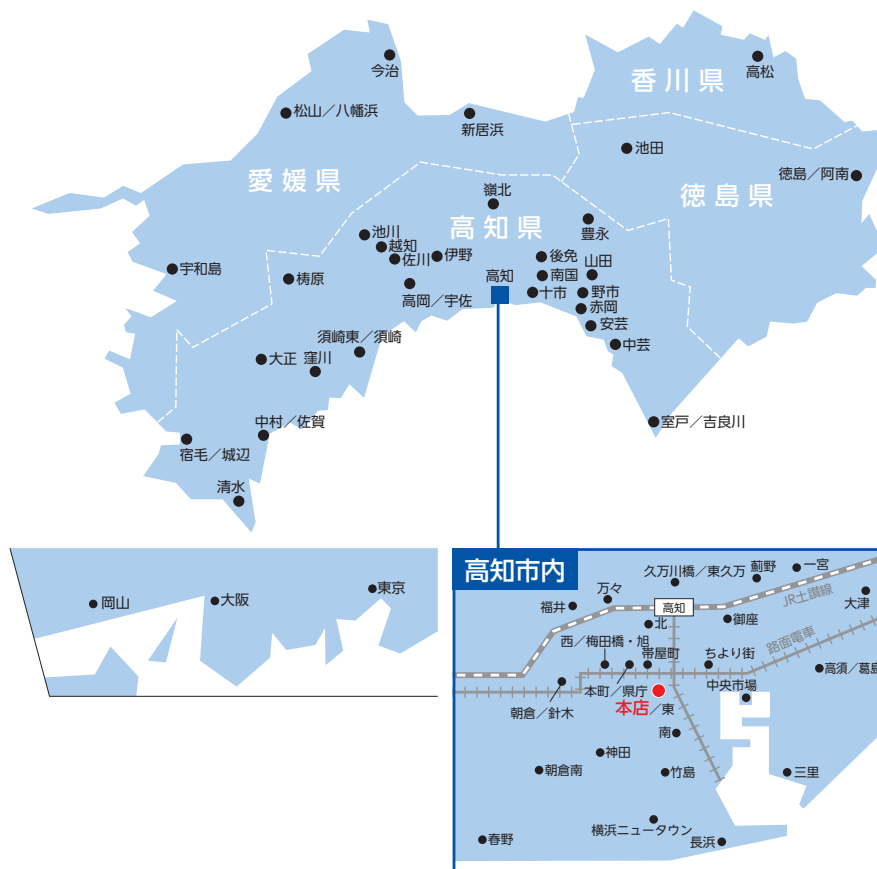
○融資統括部 受付時間：平日9:00～17:00（銀行休日を除く）TEL：088-822-9311（代表）

相談窓口…地域金融の円滑化に向けて

こうぎんでは、中小企業や個人事業主の皆さまの資金調達や借入金のご返済に関するご相談、及び個人のお客さまの住宅資金借入れのご返済に関するご相談等を承っております。

この窓口は下記のとおり設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

	設置場所	受付時間	電話番号
銀行営業日	全営業店	9:00～15:00	—
	[電話によるご相談や苦情など] 融資統括部	9:00～17:00	0120-775-788
日曜日	こうぎんローンセンター	10:00～17:00	0120-712-362



ローンセンター・プラザ

こうぎんローンセンター

こうぎんローンセンターでは、住宅ローンや各種ローン及び住宅金融支援機構に関する皆さまのご相談、お申込みを承っております。

また、日曜日には、中小企業の皆さま等の資金繰り等に関する休日相談窓口も設置しております。お気軽にご利用ください。

こうぎん久万川橋プラザ 旭コンサルティングプラザ

こうぎんプラザでは、各種ローンや資産運用等に関するご相談、お申込みを承っております。

お客さまの立場にたって、様々な商品の中からお客さまのライフステージに適したプランをご提案いたします。お気軽にご利用ください。

お問い合わせ 0120-712-362

高知市堺町5-15 (高知銀行本店南側)

営業日・営業時間

平日 10:00～19:00

日曜日 10:00～17:00

※日曜日が祝日の場合も営業いたします。

※休業日：土曜日、日曜日以外の祝日、年末年始、5月の連休

お問い合わせ 0120-501-235

こうぎん久万川橋プラザ

高知市塩田町12-3 (高知銀行久万川橋支店北隣)

営業日・営業時間

平日 9:00～12:00

13:00～17:00

土・祝日 10:00～17:00

※休業日：日曜日、年末年始、5月の連休

お問い合わせ 0120-007-115

旭コンサルティングプラザ (事前予約制)

高知市旭町三丁目92

営業日・営業時間

平日 10:00～18:00

(うち事前予約をいただいた時間に営業)

※休業日：土日祝日、年末年始、5月の連休



店舗一覧(2026年6月30日現在)

店番	店名	住所	電話番号
高知県 (59店舗)			
高知市 (31店舗)			
1	本店営業部	高知市堺町2番24号	088-822-9311
2	東支店	高知市堺町2番24号 高知銀行本店営業部内	088-822-9311
3	西支店	高知市上町五丁目3番3号	088-822-8163
63	旭支店	高知市上町五丁目3番3号 高知銀行西支店内	088-822-8163
70	梅田橋支店	高知市上町五丁目3番3号 高知銀行西支店内	088-822-8163
4	南支店	高知市榎橋通二丁目12番8号	088-831-5261
5	北支店	高知市北本町一丁目13番7号	088-822-5257
6	本町支店	高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル内	088-822-5251
89	県庁支店	高知市本町四丁目1番16号 高知電気ビル内 高知銀行本町支店内	088-822-0118
7	ちより街支店	高知市知徳町二丁目1番37号 ちより街テラス2F	088-882-5124
8	中央市場支店	高知市弘化台12番12号	088-882-4880
9	朝倉支店	高知市鴨部高町5番11号	088-844-2704
82	針木支店	高知市鴨部高町5番11号 高知銀行朝倉支店内	088-844-2704
10	長浜支店	高知市長浜796番1	088-842-2281
56	万々支店	高知市東久万192番地1	088-875-7201
57	久万川橋支店	高知市塩田町12番3号	088-875-6251
75	東久万支店	高知市塩田町12番3号 高知銀行久万川橋支店内	088-875-6251
58	高須支店	高知市高須三丁目3番35号	088-882-8115
77	葛島支店	高知市高須三丁目3番35号 高知銀行高須支店内	088-882-8115
59	一宮支店	高知市一宮中町一丁目8番7号	088-845-5111
61	竹島支店	高知市竹島町3番地1	088-831-7121
62	帯屋町支店	高知市帯屋町一丁目9番12号	088-824-6711
64	福井支店	高知市福井町558番地	088-825-2911
65	三里支店	高知市仁井田1902番地	088-847-5341
66	大津支店	高知市大津乙1236番地1	088-866-4005
67	薊野支店	高知市薊野西町三丁目18番3号	088-845-9050
69	朝倉南支店	高知市朝倉南町6番8号	088-844-5421
73	神田支店	高知市神田1007番地3	088-831-8220
78	春野支店	高知市春野町弘岡中1645番地1	088-894-2888
80	御座支店	高知市南御座10番31号	088-882-8411
83	横浜ニュータウン支店	高知市横浜新町三丁目312番地	088-842-4411
室戸市 (2店舗)			
13	室戸支店	室戸市浮津794番地2	0887-22-1520
14	吉良川支店	室戸市浮津794番地2 高知銀行室戸支店内	0887-22-1520
安芸郡 (1店舗)			
53	中芸支店	安芸郡奈半利町乙1645番	0887-38-4905
安芸市 (1店舗)			
16	安芸支店	安芸市本町二丁目1番11号	0887-35-3141
香南市 (2店舗)			
17	赤岡支店	香南市赤岡町横町ノ西474番1	0887-55-3101
72	野市支店	香南市野市町西野2706番地11	0887-56-2105
香美市 (1店舗)			
19	山田支店	香美市土佐山田町西本町三丁目2番2号	0887-52-2171
南国市 (3店舗)			
20	後免支店	南国市後免町一丁目8番34号	088-863-2155
68	南国支店	南国市大堀甲1445番地	088-864-0551
85	十市支店	南国市緑ヶ丘二丁目1703番地	088-865-5900
長岡郡 (1店舗)			
21	豊永支店	長岡郡大豊町東土屋218番地4	0887-75-0231
土佐郡 (1店舗)			
23	嶺北支店	土佐郡土佐町田井字舞田1447番地	0887-82-0461
吾川郡 (2店舗)			
25	伊野支店	吾川郡いの町新町80番	088-892-1262
31	池川支店	吾川郡に淀川町土居甲1020番地	0889-34-2316

店番	店名	住所	電話番号
土佐市 (2店舗)			
27	高岡支店	土佐市高岡町甲1879番地3	088-852-1131
28	宇佐支店	土佐市高岡町甲1879番地3 高知銀行高岡支店内	088-852-1131
高岡郡 (5店舗)			
29	佐川支店	高岡郡佐川町字西町甲1514番地	0889-22-1151
30	越知支店	高岡郡越知町越知甲1479番地2	0889-26-1151
※	33 梶原支店	高岡郡梶原町梶原1444番地1	0889-65-0186
34	窪川支店	高岡郡四万十町茂串町1番31号	0880-22-1261
35	大正支店	高岡郡四万十町大正380番地	0880-27-0341
須崎市 (2店舗)			
79	須崎東支店	須崎市緑町1番35号	0889-43-1112
32	須崎支店	須崎市緑町1番35号 高知銀行須崎東支店内	0889-43-1112
四万十市 (2店舗)			
37	中村支店	四万十市中村一条通一丁目54番地	0880-34-3161
36	佐賀支店	四万十市中村一条通一丁目54番地 高知銀行中村支店内	0880-34-3161
土佐清水市 (1店舗)			
38	清水支店	土佐清水市清水ヶ丘5番15号	0880-82-0350
宿毛市 (2店舗)			
86	宿毛支店	宿毛市宿毛5542番地2	0880-63-0770
45	城辺支店	宿毛市宿毛5542番地2 高知銀行宿毛支店内	0880-63-0770
徳島県 (3店舗)			
40	徳島支店	徳島市東船場町二丁目32番地	088-653-6111
43	阿南支店	徳島市東船場町二丁目32番地 高知銀行徳島支店内	088-653-6111
44	池田支店	三好市池田町マチ2203番地9	0883-72-1125
愛媛県 (5店舗)			
46	宇和島支店	宇和島市新町一丁目4番3号	0895-22-5745
48	松山支店	松山市南堀端町5番地5	089-921-5101
47	八幡浜支店	松山市南堀端町5番地5 高知銀行松山支店内	089-921-5101
49	今治支店	今治市大正町二丁目4番地14	0898-32-4540
50	新居浜支店	新居浜市徳常町5番20号	0897-33-5585
香川県 (1店舗)			
51	高松支店	高松市築地町16番17	087-834-0111
岡山県 (1店舗)			
※	55 岡山支店	岡山市北区駅元町15番1号	086-251-3301
大阪府 (1店舗)			
※	52 大阪支店	大阪市西区北堀江一丁目1番21号	06-6531-2766
東京都 (1店舗)			
※	60 東京支店	千代田区岩本町三丁目10番7号	03-3865-1781
インターネット専用支店			よさこいおきゃく支店 0120-098-950

現金自動設備 (ATM・CD) の土・日・祝日の稼働状況

●土曜日・日曜日・祝日の稼働店 ●土曜日の稼働店
※梶原支店・岡山支店・大阪支店・東京支店は現金自動設備を設置してありません。

■外国為替取扱店

店舗数

本支店	71店舗※
インターネット専用支店	1店舗

※東支店、旭支店、梅田橋支店、県庁支店、針木支店、東久万支店、葛島支店、吉良川支店、宇佐支店、須崎支店、佐賀支店、城辺支店、阿南支店、八幡浜支店はランチ・イン・ランチ方式で営業しております。
※ランチ・イン・ランチ方式による店舗統合後の営業拠点は57店舗です。

現金自動設備設置状況

店舗内	53カ所	99台
店舗外	112カ所	118台
合計	165カ所	217台

沿革

1930年 1月 高知無尽株式会社設立

1948年 4月 新資本金2百万円

1949年 8月 新資本金1千万円

1950年 10月 新資本金2千万円

1951年 10月 株式会社高知相互銀行に商号変更

1952年 4月 新資本金5千万円

1953年 7月 新資本金1億円

1954年 11月 新資本金2億円

1960年 10月 高知市堺町に現本社屋完成、本社移転

1961年 12月 新資本金3億円

1964年 12月 新資本金6億円

1971年 7月 新資本金12億円

1972年 5月 高知市本町に事務センター完成

1973年 12月 子会社「有限会社高財社」設立

1974年 10月 子会社「オーシャンリース株式会社」設立

1975年 7月 新資本金18億円

1975年 7月 オンライン稼働開始

1976年 3月 外国為替業務開始

1977年 1月 子会社「有限会社高財社」、
株式会社に組織変更

1977年 4月 子会社「株式会社高財社」株式譲受
による子会社化

1978年 7月 新資本金27億円

1979年 8月 子会社「株式会社高銀ビジネス」設立

1982年 6月 「金」の窓口販売取扱開始

1983年 4月 公共債窓口販売取扱開始

1986年 6月 債券ディーリング業務取扱開始

1987年 8月 子会社「株式会社高知ジェーシービー」設立

1989年 2月 普通銀行に転換し株式会社高知銀行に商号変更

1989年 12月 新資本金52億5千万円

1995年 5月 子会社「株式会社高銀ビジネス」
新資本金10百万円

1995年 6月 信託代理業務取扱開始

1995年 12月 子会社「株式会社高財社」新資本金10百万円

1996年 6月 子会社「オーシャンリース株式会社」、
ベンチャーキャピタル業務開始

1997年 4月 子会社「株式会社高銀システムサービス」設立

1999年 12月 投資信託窓口販売開始

2000年 3月 新資本金113億円

2000年 12月 子会社「株式会社高知ジェーシービー」、
「株式会社高知カード」に商号変更

2001年 2月 子会社「株式会社高知カード」、
VISAカード業務取扱開始

2001年 4月 損害保険窓口販売開始

2002年 10月 生命保険窓口販売開始

2004年 4月 子会社「株式会社高銀ビジネス」と
「株式会社高財社」が合併、
存続会社を「株式会社高銀ビジネス」に

2004年 10月 子会社「株式会社高銀ビジネス」と
「株式会社高銀システムサービス」が合併、
存続会社を「株式会社高銀ビジネス」に

2006年 2月 新資本金120億44百万円

2006年 3月 東京証券取引所市場第二部に上場

2009年 1月 新基幹システム稼働

2009年 12月 新資本金195億44百万円

2013年 11月 東京証券取引所市場第一部に指定

2016年 4月 子会社「こうざん地域協働投資事業
有限責任組合」設立

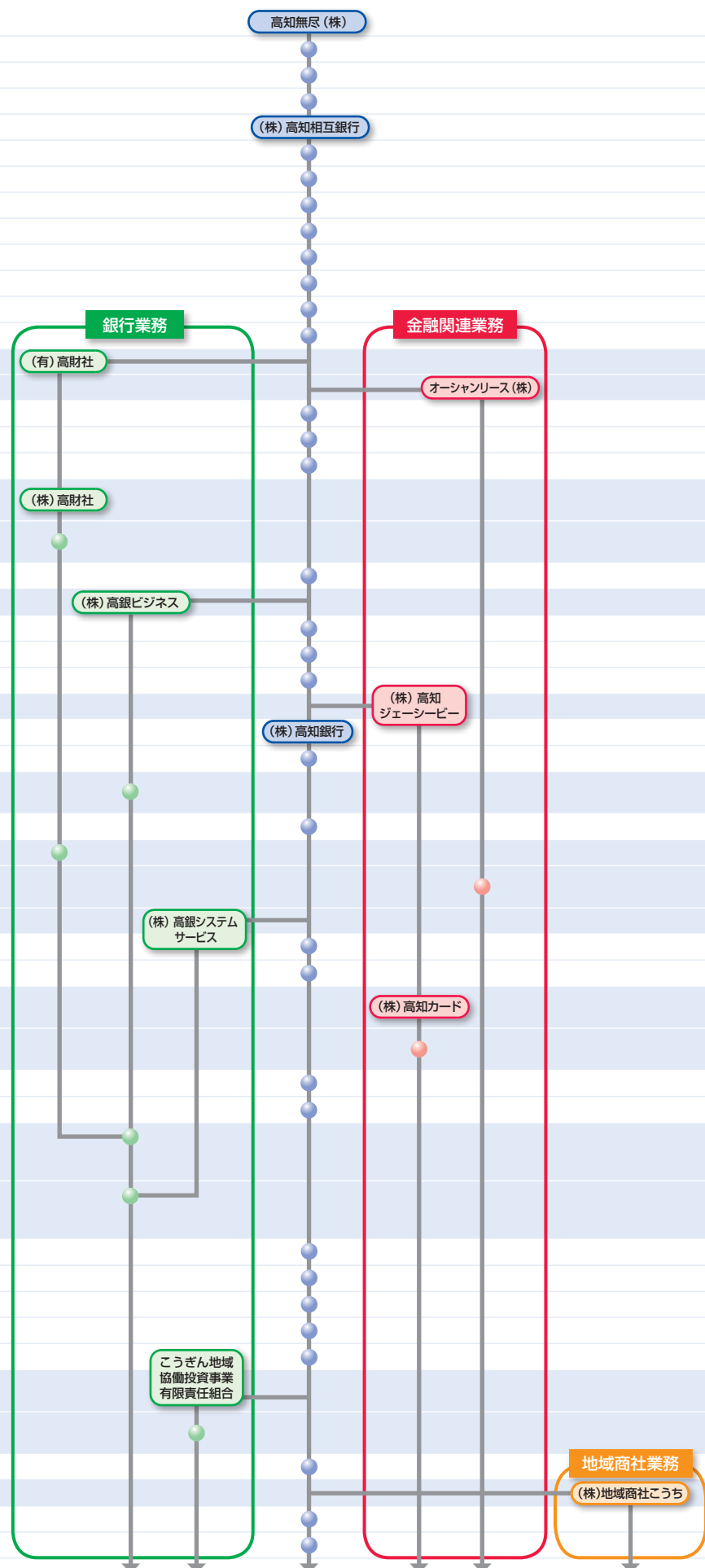
2017年 12月 子会社「こうざん地域協働投資事業
有限責任組合」受入出資金6億円に増額

2022年 4月 東京証券取引所スタンダード市場へ移行

2022年 12月 子会社「株式会社地域商社こうち」設立

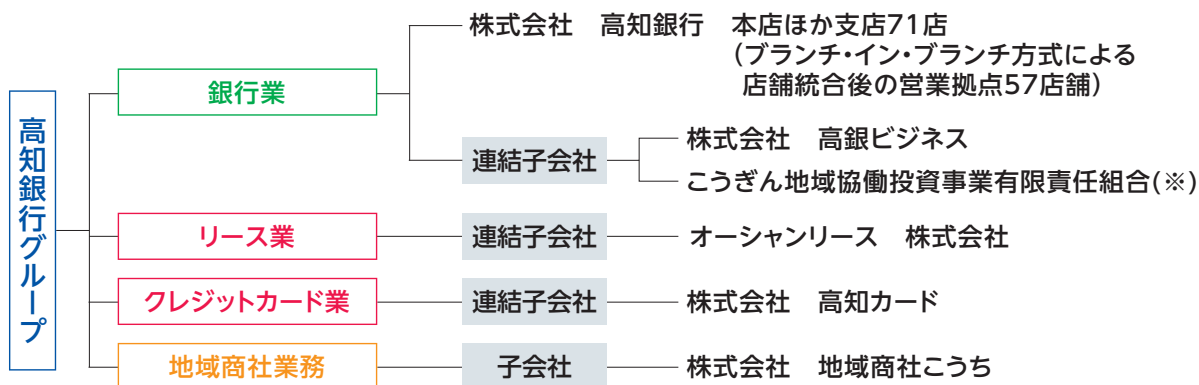
2023年 3月 新資本金229億44百万円

2023年 9月 新資本金154億44百万円



高知銀行グループ(2026年6月30日現在)

高知銀行グループは、当行及び連結子会社4社ならびに子会社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、地域商社業務などの事業を行っております。



連結子会社の概要

Ⅰ 銀行業

株式会社 高銀ビジネス

住 所：高知市本町三丁目3番4号

資本金：1,000万円

設 立：1979年（昭和54年）8月22日

業 務：現金精査管理、用度品の調達・販売・管理、機械建物の保守警備、清掃管理業務、文書等集配、現金自動設備の保守運行管理業務

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

住 所：高知市堺町2番24号 高知銀行本店3階

受入出資金：6億円

設 立：2016年（平成28年）4月1日

業 務：投資業務

(※)こうぎん地域協働投資事業有限責任組合は、2026年3月31日をもって解散し、現在清算中であります。

Ⅰ リース業

オーシャンリース 株式会社

住 所：高知市知寄町一丁目4番30号

YKSちよりビル3F

資本金：2,000万円

設 立：1974年（昭和49年）10月1日

業 務：リース業務等

<https://www.ocean-lease.jp/>

Ⅰ クレジットカード業

株式会社 高知カード

住 所：高知市知寄町一丁目4番30号

YKSちよりビル2F

資本金：2,000万円

設 立：1987年（昭和62年）8月18日

業 務：クレジットカード業務（JCB、VISA、Master）

<https://kochicard.co.jp/>

子会社の概要

Ⅰ 地域商社業務

株式会社 地域商社こうち

住 所：高知市上町五丁目4番5号

資本金：1億円

設 立：2022年（令和4年）12月12日

業 務：地域商社業務

<https://rc-kochi.co.jp/>

ホームページからの情報発信

こうぎんではお客さまに安心してお取引いただけるよう、ホームページで経営情報の開示や商品のご紹介、営業のご案内等、各種の情報をタイムリーに発信しております。さらに、ローンのインターネットお申し込みやインターネット投資信託、外為Webサービス等もご利用いただけます。

<https://www.kochi-bank.co.jp/>



■ 発行：2026年7月
株式会社高知銀行 経営統括部
〒780-0834 高知市堺町2番24号
TEL.088-822-9311（代表）

<https://www.kochi-bank.co.jp/>

本誌は、銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。